

他団体の評価委員会における業務実績評価制度の概要

設立団体等		病院法人と大学法人の両方を設立する団体								
		岐阜県(事務局素案)	宮城県	秋田県	東京都	静岡県	大阪府	岡山県	山梨県(※現在検討中)	
評価対象法人名(設置施設数)		(地独)岐阜県総合医療センター(1) (地独)岐阜県立多治見病院(1) (地独)岐阜県立下呂温泉病院(1) 公立大学法人岐阜県立看護大学(1)	(地独)宮城県立こども病院(1)	(地独)秋田県立病院機構(2)	(地独)東京都健康長寿医療センター(1)	(地独)静岡県立病院機構(3)	(地独)大阪府立病院機構(5)	(地独)岡山県精神科医療センター(1)	(地独)山梨県立病院機構(2)	
法人設立年度		H22(病院)・H22(大学)	H18(病院)・H21(大学)	H21(病院)・H16(国際大)・H18(県立大)	H21(病院)・H17(大学)・H18(研究)	H21(病院)・H19(大学)	H18(病院)・H17(大学)	H19(病院)・H19(大学)	H22(病院)・H22(大学)	
明文規程の有無	基本方針		◎(共通)	◎(共通)	◎(共通)	○(個別)	◎(共通)	○(個別)	[病院]○(個別)	
	評価要領	年度評価	○(個別)	○(個別)	[病院]○(個別)	○(個別)	○(個別)	○(個別)	[病院]○(個別)	
		中期目標期間評価	○(個別)(H23以降策定)	○(個別)(基本方針・年度・中期一体)	○(個別)(国際大のみ策定済)	[病院]○(個別・将来)	○(個別)(将来策定)	×(策定しない)	○(個別)(基本方針・年度・中期一体)	[病院]○(個別)(将来策定)
評価全体の基本方針・基本的な考え方	策定された明文規程における「基本方針」・「基本的な考え方」		<p>■共通■ ＜評価の基本方針＞ (1) 評価は、法人の業務の実績の全体について多面的な観点から調査・分析を行い、評価すべき点や改善すべき点等を明らかにすることにより、法人の業務の質の向上並びに法人の組織及び業務運営の改善及び効率化に資することを目的とする。</p> <p>(2) 法人化を契機とした特色ある取組や、法人の業務運営を円滑に進めるための工夫などを積極的に評価する。</p> <p>(3) 評価を通じて法人の業務運営の状況を分かりやすく示すことにより、法人の業務の透明性を確保し、県民への説明責任を果たす。</p> <p>(4) 法人への業務の実績に関するヒアリングの実施や評価結果の原案に対する意見の申出の機会を付与などにより、評価の公平性、透明性及び正確性を確保する。</p> <p>(5) 公立大学法人の評価に当たっては、教育研究の特性に配慮する。</p>	<p>■病院■ ＜評価の基本方針＞ 法人の業務運営の改善やサービス水準の向上等に資するため、法人の業務に関し、公共性及び透明性を確保するべく、県民の視点に立って、財務評価のみならず、社会的な観点からも評価を行うこととし…</p> <p>■大学■ ＜評価の基本方針＞ 次の基本方針に基づき、法人における教育研究の質の向上並びに業務運営及び財務内容の改善・充実に資する。 ①法人の取組状況について評価すべき点や改善すべき点を明らかにする。 ②法人における特色ある取組や業務運営を円滑に進めるための様々な工夫を積極的に評価する。 ③法人の業務実績報告に基づくとともに、教育研究の特性や法人運営の自主性・自律性に配慮する。 ④中期目標の達成に向けた法人の取組状況を県民に対し分かりやすく示す。 ⑤「中期目標期間暫定評価」「中期目標期間評価」に当たっては、認証評価機関による評価を踏まえるとともに、法人の業務を継続させる必要性、組織のあり方その他その組織及び業務の全般にわたる検討に資する。</p>	<p>■共通■ ＜評価の趣旨＞ …法人が行う業務運営の改善・充実に資する。 ＜評価の基本的な考え方＞ (年度評価/中期目標期間評価) ①年度計画/中期目標・中期計画に係る業務の実績を客観的に把握し、その実施状況を明らかにする。 ②年度計画の実施状況等/中期目標の達成状況等を踏まえ、法人の事業活動、業務運営等多面的な観点から法人全体を評価し、法人の業務のあり方、改善すべき点等を明らかにする。 ③必要に応じて、中期目標、中期計画について、一層適切なものとなるよう、見直し、修正を求める。</p> <p>■病院■(年度評価要領) ＜項目別評価の際に考慮＞ ①政策医療を担う医療機関、県内の中心的・指導的な医療機関として果たしている役割を積極的に評価 ②自立性、機動性、透明性が高く、効率的な病院経営がなされていることを積極的に評価 ③中期目標の達成に向けて支障が生じている、生じるおそれがある場合はその理由等について明らかに</p> <p>■大学■(年度評価要領) ＜項目別評価の際に考慮＞ ①個性豊かな大学づくり、大学経営の活性化などを旨とした特色ある取り組みを積極的に評価 ②法人運営や教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫を積極的に評価 ③中期目標の達成に向けて支障が生じている、生じる恐れがある場合はその理由等について明らかに</p>	<p>■共通■ ＜評価の基本方針＞ (年度評価) ①中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進行状況を確認する。 ②評価を通じて、法人の業務運営状況を分かりやすく社会に示す。 ③法人の業務運営の改善・向上に資する。 ④都民への説明責任を果たす。 (中期目標期間評価) ①中期目標の達成状況を確認する。 ②評価を通じて、法人の業務運営状況を分かりやすく社会に示す。 ③業務を継続させる必要性、組織の在り方、その他組織及び業務の全般にわたる検討に資する。 ④都民への説明責任を果たす。</p> <p>■病院■(年度評価要領) ＜項目別評価の際に考慮＞ ・各項目の検証と特記事項(①前年度評価を踏まえた改善の取組、②特色ある取組、特筆すべき実績、③遅延している取組、④過年度実績との数値比較、⑤法人の積極的な取組)をもとに評価 ＜全体評価の際に考慮＞ ・法人の業務全体の状況について、法人の設立目的に照らし総合的な視点から判断</p> <p>■大学■(年度・中期評価要領) ＜評価の基本方針＞ ①～④…上記基本的考え方と同じ ⑤教育研究の質の向上に資する。 ⑥中期目標期間終了時に、法人の組織・業務全般にわたる検討に資する。 ＜評価の方法＞ ○…教育研究の状況、業務運営の改善、財務運営の改善等に視点を置き、総合的に評価を行う ○…特に大学改革を推進するための取組について積極的に評価する</p>	<p>■病院■ ＜目的＞法人の業務運営の改善を促し、法人の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資する ＜基本的な考え方＞ (1) 県内医療水準の向上や県民の健康の確保及び増進に寄与すること (2) 業務が効果的かつ効率的に実施されていること (3) 「公共性」「透明性」「自主性」が確保・発揮されていること (4) 中期目標に沿って業務が実施されていること</p> <p>■病院■(年度評価要領) ＜評価の着眼点(ねらい)＞ (1) 法人(県立病院)に対する県民の信頼を高める (2) 法人職員のモチベーションを高める (3) 法人運営に必要な支援を県が理解する</p> <p>■大学■ ＜評価の目的＞法人の業務運営の自主的、継続的な見直し、改善を促し、法人の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資する ＜評価の基本的な考え方＞ (1) 大学の教育研究及び法人運営の進捗状況等を分かりやすく示し、県民への説明責任を果たす (2) 教育研究、組織・運営についての様々な工夫や特色ある取組を積極的に評価 (3) 次期中期目標・中期計画、法人の組織・業務運営の見直し検討に資する</p> <p>■大学■(年度評価要領) ＜趣旨＞ ○…特に教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性などを考慮した評価がなされるよう… ○評価の基本方針 ○年度評価にあたっては、国立大学法人評価委員会における評価方法等を踏まえつつ、特に次の点を考慮する。 ・法人化を契機とする大学改革実現・教育研究の特性への配慮 ・公立大学としての地域における役割と府民への説明責任 ＜全体評価の方法＞ ○法人化を契機とする大学改革の取組(学長のリーダーシップの発揮、機動的・戦略的な大学運営、説明責任、社会に開かれた大学等)を積極的に評価</p>	<p>■病院■ ＜評価の目的＞ 法人の業務運営の自主的、継続的な見直し及び改善を促し、法人の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資することを目的として行う。</p> <p>■大学■ ＜評価の目的＞ 県立大学の業務運営の自主的、継続的な見直し及び改善を促し、県立大学の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資することを目的として行う。</p> <p>＜評価の手法＞ 評価は、その目的を効果的、効率的に達成するため、県立大学の自己評価の結果を活用する間接評価の手法により行う。</p>	<p>■病院■ ＜評価の基本方針＞ (1) 評価の目的は、法人の業務の質の向上や業務運営の改善及び効率化に資することとする。 (2) 評価の結果は、県民に分かりやすく中期目標の達成に向けた法人の取組状況や達成状況を示すこととする。 (3) 評価に当たっては、業務の質の向上等の特色ある取り組みや様々な工夫を特に積極的に評価することとする。 (4) 評価の方法は、法人を取り巻く環境の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。 (5) 法人の業務運営のあり方が、一層適切なものとなるよう、必要に応じて計画等の見直しについて意見を提出することとする。</p>	
	評価の種類		①年度評価 ②中期目標期間評価	①年度評価 ②中期目標期間暫定評価(病院:最終年度、大学:5年目) ③中期目標期間評価	①年度評価 ②中期目標期間評価	①年度評価 ②中期目標期間事前評価 ③中期目標期間評価	①年度暫定評価(半期時点)[病院] ②年度評価 ③中期目標期間暫定評価 ④中期目標期間評価	①年度評価 ②中期目標期間評価	①年度評価 ②中期目標期間評価	①年度中間確認(半期時点) ②年度評価 ③中期目標期間暫定評価 ④中期目標期間評価
年度評価の方法	法人の自己評価		○	×	○	○	○	○	○[病院]	
	評価委員会による評価	自己評価と同一レベルの項目での評価	○(詳細は次回検討)	○[病院]・○[大学]	○	○[病院]・×[大学]	×[病院]・○[大学]	○	○	○[病院]
		大項目評価		×[病院]・○[大学]	○	×[病院]・○[大学]	×[病院]・○[大学]	○	○	×[病院]
	全体評価		○	○	○	○	○	○	○	○[病院]
	法人へのヒアリング		○	○	○	○	○	○	○	○[病院]
評価結果に対する法人の意見申出の機会		○	○	○	○	×[病院]・○[大学]	○	○	○[病院]	
年度評価のための評価委員会の開催回数		2回 (場合によって3回)	2回 (場合によって3回)	2回	3回 (分科会のみ)	[病院]1回(+暫定評価1回) [大学]2回(場合によって3回)	4回 (部会3回+委員会1回)	3回	[病院]3回	

他団体の評価委員会における業務実績評価制度の概要

設立団体等		病院法人を設立する団体（大学法人なし）		大学法人を設立する団体（病院法人なし）				厚生労働省 独立行政法人国立病院機構	文部科学省 国立大学法人評価委員会
		長野県（※現在検討中）	佐賀県（※現在検討中）	青森県	愛知県	三重県	大分県		
評価対象法人名（設置施設数）		(地独)長野県立病院機構(5)	(地独)佐賀県立病院好生館(1)	公立大学法人青森県立保健大学(1) (地独)青森県産業技術センター(1)	愛知県公立大学法人(2)	公立大学法人三重県立看護大学(1)	(公大)大分県立看護科学大学(1) (公大)大分県立芸術文化短期大学(1)	独立行政法人国立病院機構	すべての国立大学法人
法人設立年度		H22	H22	H20	H19	H21	H18	H16	H16
明 文 規 程 の 有 無	基本方針		○	○	×	○	○	○(「評価基準」)	×
	評価 要領	年度評価	○	○	○	○	○	○(「評価基準細則」)	○
		中期目標期間評価	○(将来策定)	○(将来策定)	○(将来策定)	○(将来策定)	○(将来策定)		○(将来策定)
評価 全 体 の 基 本 方 針 ・ 基 本 的 な 考 え 方	策定された 明文規程における 「基本方針」・ 「基本的な考え方」		(現時点で不明)	<p><評価委員会の基本方針> (1) 中期目標・中期計画の進捗状況等を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に評価を行い、改善すべき点を明らかにし、評価を通じて法人運営の質的向上に資するものとする。 (2) 中期目標・中期計画について、一層適切なものとなるよう、必要に応じて修正を求めるものとする。 (3) 評価を通じて、法人の中期目標・中期計画の達成に向けた取り組み状況やその成果を分かりやすく示し、県民への説明責任を果たすものとする。 (4) 評価に関する作業が、法人の過重な負担とならないよう留意するものとする。</p> <p><評価方法> (2) 評価は、法人の自己評価に基づいて行うことを基本とする。</p> <p><評価の基本方針(年度評価)> (2) 年度評価は、主として中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況を確認する観点から行い、これを通じて中期目標期間中の法人の組織・業務等に関する改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資することとする。</p>	<p><基本的な考え方> ①法人の業務・運営の改善・向上に資する ②法人の特色ある取組や工夫を積極的に評価 ③中期計画の実施状況や中期目標の達成状況を分かりやすく示す</p>	<p><基本方針> 中期目標の基本的な目標である ①質の高い教育研究の推進 ②地域連携の強化 ③自主・自律的な大学運営の実現に向けた取組を積極的に評価</p> <p><基本的な考え方> ①評価は、年度評価(各事業年度終了時)及び総合評価(中期目標期間終了時)を行う。 ②年度評価及び総合評価は、法人が提出する業務実績報告書に基づき、法人の業務達成に向けての意欲的な取組を積極的に支援するなど、法人の継続的な質的向上に資する ③評価に当たっては、業務実績報告書に基づき、法人からヒアリングを行う。 ④教育研究の質の向上についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえることから、次のとおり行う。 年度評価: 専門的な内容には踏み込まず、事業の客観的な進捗状況の確認を行う。 総合評価: 認証評価機関の評価結果を踏まえて評価</p>	<p><基本方向> ①各事業年度終了時には、中期目標の達成に向けて、中期計画に定めた項目ごとの各年度における具体的な実施状況を調査・分析し、当該事業年度の業務実績について評価 中期目標期間終了時には、当該期間における中期計画等の実施状況の調査・分析を行い、達成状況について総合的に評価 ②教育研究の特性や法人の大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の組織・業務運営等について、改善すべき点を明らかにする。 法人の業務達成に向けての意欲的な取組を積極的に支援するなど、法人の継続的な質的向上に資する ③評価を通じて法人の業務運営状況を分かりやすく示し、県民への説明責任を果たす ④評価に関する作業が法人の過重な負担とならないように配慮</p>	<p><基本的な考え方> ①法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや、次期の中期目標・中期計画の検討に資する ②法人化を契機としていかに大学の改革や刷新が図られたかという点を重視し、特色ある大学、地域に魅力ある大学づくりに向けた積極的な取組、理事長のリーダーシップによる機動的・戦略的な運営、業務運営の改善及び効率化等の特色ある取組や工夫を積極的に評価 ③各年度終了時に「事業年度評価」、中期目標期間終了時に「中期目標期間評価」を実施し、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行う</p>	<p><評価の概要> (1) 年度評価 各事業年度において、中期計画の実施状況を調査・分析し、業務の実績の全体について総合的な評価を行うことにより、以降の業務運営の改善に資する。 (2) 中期目標期間評価 中期目標期間終了時において、中期目標の達成状況を調査・分析し、中期目標期間における業務の実績の全体について総合的な評価を行うことにより、業務の継続の必要性、組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討並びに次期中期目標の検討に資する。</p> <p><年度評価> (1) 総合的な評価 総合的な評価は、(2)の個別の評価の結果を踏まえ、国民の視点に立って、それぞれの法人の社会に対する中長期的な役割に配慮しつつ、次のような観点から中期目標の達成度について評価する。 [1]それぞれの法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、国民生活の保障及び向上並びに経済の発展にどの程度寄与するものであったか [2]法人が、効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したかどうか (2) 個別の評価 個別の評価は、中期計画の個別項目ごとの進捗状況について測定する。個別の評価に当たっては、個々の業務の実施状況を幅広く把握し、可能な限り客観的な評価の実施に努める。</p>
	その他留意事項			<p><評価結果の通知等> ○評価結果の通知及び報告は、別に定める業務実績報告書によるものとする。 ○評価の公表は、県のホームページへの掲載により行うものとする。</p>			<p>○法人は、学生や県民の視点に留意し、法人が行う自己点検・評価に際して用いる指標や基準、評価結果及びその活用方法について、できる限り分かりやすく説明する。 ○法人は、自ら説明責任を果たすという観点から、目標の達成にかかる組織内の責任の所在を明らかにし、理事長がリーダーシップを発揮できる推進体制を確立すること。</p>	<p>○評価に関する作業が法人の過重な負担にならないよう配慮 ○評価結果を決定するにあたっては、評価の透明性・正確性を確保するために、法人に意見の申立ての機会を与える。</p>	
評価の種類		(現時点で不明)	①年度中間評価(必要に応じ) ②年度評価 ③中期目標期間中間評価(必要に応じ) ④中期目標期間評価	①年度評価 ②中期目標期間評価	①年度評価 ②総合評価(中期目標期間評価)	①年度評価 ②中間総括(4年目) ③中期目標期間評価	①年度評価 ②中期目標期間暫定評価(6年目) ③中期目標期間評価	①年度評価 ②中期目標期間暫定評価(最終年度) ③中期目標期間評価	①年度評価 ②中期目標期間暫定評価(5年目) ※2期目は廃止する方向で検討中 ③中期目標期間評価
年度 評 価 の 方 法	法人の自己評価		(現時点で不明)	○	○	○	○	○	○
	評 価 委 員 会 に よ る 評 価	項目別 自己評価と同一レベルの項目での評価	○	○	○	○	○	○	×
		大項目評価	○	○	○	○	○	○	○
		全体評価	○	○	○	○	○	○	○
	法人へのヒアリング		(現時点で不明)	○	○	○	○	○	○
評価結果に対する法人の意見申出の機会		(現時点で不明)	○	×	○	○	○	×	
年度評価のための評価委員会の開催回数		2回	(現時点で不明)	3回	3回	4回	2回	部会2回 (政・独委による二次評価あり)	総会1回 (7~8月に評価チームによる調査分析)